

# 道路占用許可申請書 協 議

新規	更新	変更	前回許可番号	年	月	日	
				令和	年	月	日

(宛先)大田区長

〒  
住 所  
氏 名

電 話

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協 議 します。 担当者

占 用 の 目 的						
占 用 の 場 所	路 線 名					車 道 ・ 歩 道 ・ そ の 他
	場 所					
占 用 物 件	名 称	規 模		数 量		
占 用 の 期 間	令 和 年 月 日 から	間	占 用 物 件 の 構 造			
	令 和 年 月 日 まで					
工 事 の 期 間	令 和 年 月 日 から	間	工 事 実 施 方 法			
	令 和 年 月 日 まで					
道 路 復 旧 方 法			添 付 書 類			
備 考						

## 記載要領

- 「許可申請 協 議」 「第32条 第35条」 及び 「許可を申請 協 議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- |    |    |    |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

<h1 style="margin: 0;">道路占用許可申請内容 協議内容</h1> <p style="margin: 0;">〒 住所 氏名</p> <p style="margin: 0;">電話 担当者</p>	新規	更新	変更	前回許可番号	年 月 日
					令和 年 月 日

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名称	規模		数量	
占用の期間	令和 年 月 日 から	間	占用物件 の構造		
	令和 年 月 日 まで				
工事の期間	令和 年 月 日 から	間	工事実施 の方		
	令和 年 月 日 まで				
道路の 復旧方法			添付書類		

上記の申請(協議)については、別添の条件により許可(回答)する。 第 号

課長	係長	担当者	公印	起案	令和 年 月 日
決定権者				決定	令和 年 月 日
				施行	令和 年 月 日

根拠法規 法第 条第 項第 号、施行令第 条第 号、占用許可基準( )該当

占用料計算表	数量	m <sup>2</sup> m 本	単価	年額 日額	円	期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで ( 間)	当該年度 月	減免率	( ) ( )
	免除金額	当該年度		円	減根 免拠	条例第 条第 号 減免基準通達	徴収金額	当該年度 円		

交通上支障の有無その他に関する所轄警察署長の意見	受付欄
令和 年 月 日	
警察署長	

		新規	更新	変更	前回許可番号	年 月 日
		令和 年 月 日				
〒						
住 所						
氏 名						
電 話						
担 当 者						
占 用 の 目 的						
占 用 の 場 所	路線名					車道・歩道・その他
	場所					
占 用 物 件	名 称	規 模		数 量		
占 用 の 期 間	令和 年 月 日 から	間	占 用 物 件 造 構			
	令和 年 月 日 まで					
工 事 の 期 間	令和 年 月 日 から	間	工 事 実 施 方 法			
	令和 年 月 日 まで					
道 路 復 旧 方 法			添 付 書 類			

第	号
<h2 style="margin: 0;">道路占用 許 可 書</h2>	
住 所 氏 名	
令和 年 月 日付で 申請・協議 のあった道路占用( )については、 道路法 第 32・35 条 の規定に基づき、下記のとおり 許可・回答 する。 令和 年 月 日	
記	
1 占用目的・数量 上記記載のとおり 2 占用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで 3 工事期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで 4 占用料金 円 (令和 年度分) ・別途発行する納入通知書により納入すること。 ・次年度分以降の占用料金は、毎年度決定し通知する。	
5 条 件 別添記載のとおり。	



- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として(訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。